

公的年金からの特別徴収モデルケース

令和×年度(特別徴収が開始される年度の徴収方法)

年税額:36,000円

徴収方法	普通徴収 (納付書又は口座振替で納付)		特別徴収 (公的年金からの引き落とし)		
徴収月	令和元年6月 (第1期)	8月 (第2期)	10月 (年金支払月)	12月 (年金支払月)	令和2年2月 (年金支払月)
徴収税額	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000
	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

○普通徴収の第1期及び第2期は、それぞれ年税額の4分の1を納付書又は口座振替で納付していただきます。
 ※1,000円未満の端数は、端数全額が第1期に合算されます。

特別徴収の開始されます10月から、12月及び2月の各年金支払い時に、それぞれ年税額の6分の1を引き落としさせていただきます。 ※100円未満の端数は、端数全額が10月に合算されます。

令和(×+1)年度(特別徴収開始2年目以降の徴収方法)

年税額:57,000円

徴収方法	特別徴収(仮徴収) (公的年金からの引き落とし)			特別徴収(本徴収) (公的年金からの引き落とし)		
徴収月	令和2年4月 (年金支払月)	6月 (年金支払月)	8月 (年金支払月)	10月 (年金支払月)	12月 (年金支払月)	令和3年2月 (年金支払月)
徴収税額	6,000	6,000	6,000	13,000	13,000	13,000
	(前年度分の年税額÷2)÷3			(年税額－仮徴収額)÷3		

○新しい年度の個人住民税の年税額は、通常その年度の5月から6月にかけて決定されるため、4月・6月・8月の年金支給月分からは前年度年税額の6分の1をそれぞれ徴収(仮徴収)させていただきます。

10月・12月・2月の年金支給月分からは決定した年税額から「仮徴収」分を差し引いた額の3分の1をそれぞれ徴収(本徴収)させていただきます。 ※100円未満の端数は、端数全額が10月に合算されます。

☆[年税額 57,000円]－[仮徴収分 18,000円] = [本徴収分 39,000円] となります。

なお、地方税法の規定により、公的年金にかかる所得から算出された個人住民税については、公的年金から「特別徴収の方法によって徴収するものとする。」とされており、納税義務者本人の希望により徴収方法を変更することはできません。